

重点計画事項

(分野横断的な取組)

1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

1 株式会社等による医療機関経営の解禁

構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。【逐次検討】(医療才 a)

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に定める構造改革特別区域においては、株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認めるよう、速やかに関係法令の改正を行う。【第159回国会に法案提出済】(医療才 b)

2 いわゆる「混合診療」の解禁(保険診療と保険外診療の併用)

特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、措置する。【平成15年度中に措置済】

また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。【平成15年度中に措置済】

3 労働者派遣業務の医療分野(医師・看護師等)への対象拡大【平成15年度中に措置済】

医療機関における労働者派遣については、紹介予定派遣の方式により行うことを可能とし、実施する。

4 医薬品の一般小売店における販売【平成16年早期に措置】

厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、この度決定された約350品目の医薬品については、薬効成分を変えず、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる。(医療力、流通ア)

5 幼稚園・保育所の一元化

近年の社会構造就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現

に向けて、平成 16 年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成 17 年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成 18 年度から本格実施を行う。【平成 17 年度中に措置】（ 福祉イ 、教育イ ）

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。
【平成 15 年度中に措置済】

6 株式会社、NPO 等による学校経営の解禁

公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者を含めた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について結論を得る。【平成 15 年度中に結論】（ 教育ア a ）

株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。【平成 16 年度以降検討】（ 教育ア b ）

7 大学・学部・学科の設置等の弾力化

大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成 16 年 6 月までに結論を得る。【平成 16 年 6 月までに検討・結論】（ 教育ウ a ）

また、大学を設置する学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和について、検討し、結論を得る。【平成 15 年中に結論】（ 教育ウ b ）

学部・学科の設置認可の弾力化について、平成 15 年度から施行された制度改革の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。【平成 16 年度以降検討、できる限り速やかに結論】（ 教育ウ c ）

8 株式会社等による農地取得の解禁【平成 15 年度中に措置済】

株式会社等の農地取得に関しては、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、農業生産法人に対する株式会社の出資制限を緩和する措置を実施する。

9 高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和

大都市においては、都心の居住用床面積が不足するとともに、長距離通勤を余儀なくされてきたが、誰もが都心に住める街づくりを推進するためには、これまで以上に都心居住を進め、都心部において複合的な用途を積極的に促進していく必要がある。

総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第 2 次答申」（平成 14 年 12 月 12 日）では、容積率制限の目的をインフラに対する負荷の制限に限定するとともに、都心における複合的な用途を積極的に誘導するための方策を検討することが、中期的な課題とし

て謳われている。内需拡大の観点及び都心居住の一層の推進を図る観点から、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日)を踏まえた都市計画運用指針の策定に当たっては、以下の趣旨を盛り込む。【平成 15 年中に措置済】

- (1) 用途別容積型地区計画について、事務所等の非住宅用途部分が指定容積率以内である限り、住宅と非住宅の混合用途建物に対して指定容積率の 1.5 倍の容積率を認めることができるものとする。
- (2) 都市インフラ(鉄道駅、街路等)の整備、地球環境への貢献(緑化、省エネ、水循環への対応等)、都市構造の改良(街区の大規模化、超高層化によるオープンスペースの確保、職住近接した複合用途の実現等)等の要因を最大限評価し、これらに資する良好な計画敷地については各種制度の運用により容積率を緩和することができるものとする。この場合、当該計画敷地について、行政あるいは民間事業者等は、周辺地区を含めた地域全体の都市像、街づくりの見通しをグランドデザインとして示すものとする。

都心のビルが生み出す鉄道や道路等への時間別インフラ負荷は、住宅、事務所、店舗等の異なる用途ごとに異なる。さらにビルが生み出すインフラ負荷への対策は、物理的な建築・都市計画規制のみではなく、(a)交通規制による流入流出交通量の時間帯別制限、(b)時間帯別駐車料金・駐車課税の導入、(c)特定都心街区に進入する車両への料金賦課、(d)固定資産税の増大を原資とする無料ミニバスの頻繁な運行、等の経済的手法を含めたソフト面からの対策も考えられる。これらの点が従来の容積率制限には十分に反映されてこなかったため、大都市都心の複合的土地利用が阻害された結果、居住用床面積が不足したことが、通勤の長距離化をもたらしたとの指摘もある。

このため、上記容積率制限に関する検討に当たっては、以下のような分析・検討を行う。【平成 16 年度検討開始】(住宅ア c)

- (1) 住宅、事務所、店舗等の用途別のインフラ負荷を時間帯別に定量的に分析する。
- (2) (1)の結果を踏まえ、複合的用途がどれだけのインフラ負荷を正味で及ぼすかを分析する。
- (3) ソフト面のインフラ対策の可能性と効果についても研究、検討を行う。

10 職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進

(1) 有料職業紹介事業に関する改革

求職者からの手数料徴収の原則禁止は、我が国が批准したILO第181号条約にも定められた原則であり、一面で労働者保護に資するものではあるが、無料原則を貫くことは良質な求職者向けのサービス提供を妨げる面もある。

このため、これまでも手数料規制の緩和措置が講じられてきたところであるが、労働市場のニーズに一層合致したものとするため、年収要件を現行の1,200万円超から700万円程度へ引き下げるとともに対象職種を拡大することにより、対象者の拡大を図ることについて所要の措置を早急に講ずる。【平成15年中に措置済】

また、求職者の選択肢の拡大という観点等から、今後とも求職者からの手数料徴収の在り方について、引き続き検討する。【適宜検討】(雇用ア)

(2) ハローワークの改革

ハローワークの職業紹介関係業務については、例えば長期失業者就職支援などを示して、民間委託を拡大する。その際、成果に対する評価に基づく委託費の支給を行う。

【平成16年度中に措置】(雇用力 a)

無料職業紹介事業については、地方公共団体、民間事業者、学校等とハローワークとの総合的連携の下に、地域の新たな取組として、若年者に対して職業に関する情報提供・コンサルティングから職業紹介までの幅広いサービスをワンストップで行うセンターを設置する。【平成16年度中に措置】(雇用力 b)

11 株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁

構造改革特区における公設民営方式又はPFI(民間資金等活用事業)方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系の在り方の見直しの状況を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。【逐次検討】(福祉ア a)

構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。【一部措置済、平成16年度より逐次実施】(福祉ア b)

12 株式会社等による農業経営(農地のリース方式)の解禁

構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、可能な限り速やかに結論を得る。【平成16年中に結論】(農水ア a)

構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。【一部措置済、平成16年度より逐次実施】（農水ア b）

13 公共施設・サービス等の民間開放の促進

(1) 公共施設等の民間による「管理・運営」(「建設・所有」)の推進

地方自治法(昭和22年法律第67号)上の「公の施設」など公共施設等の管理・運営については、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的にサービスを提供することが求められている。

したがって、以下のような観点から、公共施設等の民間事業者による管理・運営等をより一層推進する。

PFI選定事業者による公共施設等の管理・運営の拡充【平成16年度中に措置】

現在、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)では、同法第7条第2項に基づき、国・地方公共団体等から選定された民間事業者(以下「PFI選定事業者」という。)は、協定等において行うこととされた「公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)」(PFI法第1条)を行うことができると規定されている。

このうち地方公共団体が設置する「公の施設」に関しては、当該地方公共団体から選定されたPFI選定事業者は、清掃、警備、維持補修等の「事実上の管理行為」や入場券の検認等の定型的行為、当該施設運営に係るソフト面の企画等を行い得るが、当該施設の利用料金を自己の収入として収受することや当該料金を設定することを含め「施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること」とされている。(平成12年3月29日自治事務次官「地方公共団体におけるPFI事業について」、平成15年9月2日一部改正)

ただし、国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づく賠償責任や公権力の行使を伴う管理権限は、いわゆる「公物管理法」などに定められる「管理者」など当該公共施設を設置・管理する国や地方公共団体等にあるとされているが、いかなる行為が「公権力の行使」に該当するかなどについては、法理論、様々な一般法や、公物管理法など各個別法の運用・解釈にゆだねられており、公共施設等について、PFI選定事業者が行い得る業務の範囲は明確でないものもある。

したがって、PFI事業については、その一層の活用促進に資するよう、以下の措置を講ずる。(住宅ウ)

ア 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に行った事例として、PFI事業の事例集を作成、公表し、先行事例の紹介を図る。

イ 公物管理法などの解釈において、PFI選定事業者が各公共施設等において行い得る事業の範囲を明確化し、周知徹底する。

公の施設の管理における「指定管理者制度」の活用促進【平成16年度中に措置】
平成15年6月の地方自治法の改正により、9月から施行されている「指定管理者制度」とは、これまで地方公共団体の有する公の施設の管理・運営については、一定の要件を満たした第3セクターなどにしか認められなかったところであるが、平成14年度の総合規制改革会議の答申等を受け、「指定管理者」として民間事業者一般にこれを容認したものである。

ただし、現在でも、各種公物管理法により「管理者」が国や地方公共団体等に限定されている公の施設の場合には、都市公園を除き、民間事業者が「指定管理者」としてその管理・運営を行うことが可能であるか否かは明確にされていない。

したがって、こうした指定管理者制度の一層の活用を図るため、本制度を地方公共団体が活用した場合には、当該地方公共団体が指定した「管理者」は、各種公物管理法に関係する公の施設等について、その管理・運営等を行うことが可能であることを必要に応じ通知するなど、所要の措置を講ずる。(住宅ウ)

(2) 公共施設の民間による「使用」(利活用)の推進 - 「公物管理」規定に基づく「占用許可」条件の見直しなど -

道路や河川等に代表される公共施設を占有する場合(例えば路上でのイベント開催に伴い、物件を設置したり、河川敷に工作物を設置したりする場合等)は、それぞれの公共施設に係るいわゆる公物管理法(「道路法」、「河川法」等)に基づき公共施設管理者の許可が必要である。

近年、国や地方公共団体が管理する公共施設については、地域の活性化や街の賑わい創出の観点から、公共施設本来の機能を損なわない範囲内で、その空間を活用し、民間事業者等に様々な活動を行わせるなど、それぞれの地域のニーズや実情等に応じた、より柔軟かつ積極的な活用に対するニーズが高まりつつある。

他方、従来の占用許可の在り方については、その基準が必ずしも明確ではない、占用料が経済合理性を欠いている等の指摘があり、また、特定の者による公共施設の占

用が既得権益化している場合もある。これに対して、公共施設を、その本来の目的を損なわない範囲で、多様な目的に有効に活用することは、地域の活性化に貢献するとともに、それらの整備を一層推進するための新たな財源確保の方策ともなり得ることから、選定プロセスの透明化と併せ、これら公共施設のより積極的な利活用を図ることが必要とされている。

こうした中で、道路については、地方公共団体等による要望に基づき、政府として、「構造改革特別区域基本方針」(平成 15 年 7 月 4 日閣議決定)の別表 2 (全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項)において、「イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化」(国土交通省、平成 15 年度実施)、「イベント等に伴う道路使用許可の円滑化」(警察庁、平成 15 年度中実施)が措置されている。

また、河川についても、都市再生本部決定による都市再生プロジェクトにおいて、地方自治体(大阪市、広島市)の要望に基づき、水辺の賑わい創出を図るため、民間事業者等による広場・イベント施設及びこれと一体をなす商業施設等の利用が可能となるよう、河川敷地占有に係る特例措置(占有許可対象施設及び占有主体に関する要件を緩和)を設けることが予定されているところである。

さらに、上記のような狭義の「占有」とは別途、道路、都市公園については、公共施設の範囲を立体的に定め、その余の空間を民間事業者等に開放する以下のようなスキームについて制度整備が進められつつある。

道路の上下空間における建築物の建設は、建築基準法上の道路内建築制限の例外規定に該当するものについては、道路占有制度の対象とされていたが、平成元年に創設された「立体道路制度」により、道路の区域を立体的に定めることが可能となった。しかしながら、立体道路制度が適用されるのは、「自動車のみの交通の用に供する道路又はこれに準じる道路(特定高架道路等)」に関して「新設又は改築」を行う場合に限られており、市街地における既存の一般道路は対象となっていない。

こうした道路空間と建築物の立体的利用については、総合規制改革会議による答申などの結果、「規制改革推進 3 か年計画(再改定)」(平成 15 年 3 月 28 日閣議決定)において、「適正かつ合理的な土地利用が図られ、避難、消火、延焼防止、さらに採光、通風等良好な市街地環境の形成等の観点から支障がなく、かつ、道路構造の保全、安全で円滑な道路交通の確保等道路管理上の支障がない場合においては、都市計画上の位置付けを明確にすること等により道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討する」との閣議決定がなされている。(国土交通省、平成 15 年度以降結論)

また、都市公園については、平成 15 年 6 月に受け付けた規制改革要望に基づき、「地域のニーズに応じて都市公園の地下の利用が容易に幅広く可能となるように、公園立体区域を定めることができる制度(立体公園制度)を創設する」(国土交通省、平成

16 年度中実施)との政府決定(閣議報告)がなされている。(平成 15 年 9 月 19 日)
こうした中で、今後は、道路や河川に代表される公共施設について、その利活用を
推進するため、例えば、以下の施策を講ずる。

道路占用許可、道路使用許可の弾力化

道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、
地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動
を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図ら
れるよう措置するとともに、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両
方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図
る。【平成 16 年度中に措置】(住宅ウ a)

また、道路の占用については、その弾力化に併せ、地域の合意形成を適切に確保
しつつ、利活用に伴う負担の適正化を図るため、占用者が、経済的観点を踏まえて
イベント等への参加者をより公平に選定することや、得られた収入を道路の維持管
理活動等に還元することなどを可能とするスキームを検討し、結論を得る。【平成
16 年度中に結論】(住宅ウ b)

河川占用許可の弾力化

河川占用許可の弾力化については、都市再生プロジェクト(大阪市、広島市)に
おける取組に関して、経済合理性の観点から、利活用に伴う利用者の負担の適正化
を図りつつ、地域合意の下社会実験を実施するとともに、その実施状況を見守りつ
つ、地域の要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障
が無く、かつ地域の合意形成が図られた場合について、こうした社会実験を拡大す
るための措置を講ずる。【平成 16 年度以降逐次実施】(住宅ウ a)

また、それらの結果を踏まえ、地域の賑わい創出のために、既得権益化の排除や
河川空間整備を一層推進するための新たな財源確保の方策等のスキームを検討し、
結論を得る。【平成 16 年度中に結論】(住宅ウ b)

道路空間と建築物の立体的利用の推進【平成 16 年度中に結論】

都市における土地の高度利用、街並みの連続性や賑わいを創出する観点から、良
好な市街地環境の形成や道路管理上支障が無く、都市計画上の位置付けが明確にさ
れるなど、一定の要件を満たす場合には、道路空間と建築物の立体的利用を図るこ
とについて早急に検討を行い、結論を得る。(住宅ウ)

都市公園における公園施設の設置・管理の弾力化【平成 16 年度中に措置】

都市公園に関しては、管理者自らが公園施設の設置、管理を行うことが不適當又は困難と認められる場合に限らず、官民の協力によって、民間事業者等により、都市公園の機能の増進に資する幅広い施設の設置、運営が可能となるよう措置する。

(住宅ウ)

(3) 公共サービスの民間による実施(「民間委託・アウトソーシング」)の推進

総合規制改革会議のこれまでの取組に加えて、今般、内閣に設置された地域再生本部においても、各省庁との総合調整機能を十分に発揮することにより、今後、政府が一丸となって地域再生に関連する各種施策の一層の推進を図っていくことが期待されている。現在、同本部において検討されている地域からの提案募集についても、地域再生のため「実現するためにはどうすればいいか」という基本姿勢で検討を行い、各種の支援措置に係る政府としての対応を「地域再生推進のためのプログラム」として同本部において決定し、これに基づき、必要な制度改正等を行っていくことが予定されている。

総合規制改革会議及び地域再生本部におけるこうした取組の中で、行政サービスの民間開放等については、政府として、以下のような対応を行う。

内閣府が平成 15 年 11 月 26 日にまとめた「行政サービスの民間開放等に係る論点について」にあるように、行政サービスの民間開放には、民間事業者による創意工夫ある取組によってサービスが効率的・効果的に実施されることや、これまで地方公共団体が直接担当してきたサービスについて地域の特性に応じた潜在的なニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネスの機会や雇用の機会を創出することなど各種の効果が期待される場所であるため、これを阻害している要因がある場合には、一般的な制度的対応に加え、地域を限定して更にアウトソーシングを思い切った形で実現することを可能とするなど制度改正等による適切な対応策を講ずる。

また、PFI等、公共的な事業等に対する民間資金の活用手法の一層の活用やその他の多様な手法も含めた活用のための方策についても、地域の具体的な要望に応じて検討した上で、関連制度の見直し等必要な措置を講じるなど積極的に推進していくこととする。

特に、上記に基づき、国・地方公共団体の行う公共サービスを民間委託しようとした場合、

取り扱える者を公務員に限定していたり、

委託先を(各都道府県などに存在する)指定法人に限定

しているサービスが多いことから、これらを積極的に民間開放していく。(競争力)

(4) 公共サービス等の民間開放促進のための「手段」としての「市場化テスト」の実施

と「数値目標」の設定

公共サービス等の民間開放を促進する横断的手段となり得るのが、世界各国で実施されている「市場化テスト」と、米国で実施されている民間委託に関する「数値目標」の設定であり、我が国においてもこれらを参考とした制度の導入について検討する。

市場化テストの導入【平成 16 年度中に措置】

「市場化テスト (Market Testing)」とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、英、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施されている。我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点にも留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究を行う。(競争力)

民間委託に関する数値目標の設定【平成 16 年度中に措置】

米国では、連邦政府業務棚卸法(Federal Activities Inventory Reform (FAIR) Act)により、各行政機関は、実施している業務のうち、民間委託可能な業務をリスト化し、公表することを義務付けられている。また、本リストは、連邦行政管理予算局によりチェックされた上で公表されるが、これに対して、民間事業者等から、リストに未掲載の民間委託可能な業務を追加すべき旨の意見提出が可能とされている。さらに、ブッシュ大統領の行革アジェンダ(2002年)連邦行政管理予算局の進捗状況レポート(2003年)においては、連邦政府業務の民間委託の数値目標と達成期限が設定されている(2003年までに全体の15%の民間委託を実施することなど)。

こうした中で、官から民への事業移管を加速化するため、我が国においても、民間委託に関する「数値目標」についての調査・研究を行う。(競争力)

14 労災保険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進など

(1) 労災保険

労災保険強制適用事業所のうち未手続事業所の一掃(職権による成立手続の徹底等)【平成 16 年度中に結論】

労災保険の現行制度の下では、原則として、ある事業所が労働者を1人でも使用すれば、当該事業所は「強制適用事業所」となり、事業が開始された日から自動的

に保険関係が成立する。このため、保険関係成立届を届け出していない（保険料未納付である）事業所で生じた労災事故についても、労働者保護の観点から、被災労働者は給付を受けることができる仕組みとしている。

こうした中で、すべての強制適用事業所のうち、現に保険関係成立届を届け出ている事業所数は約 270 万であるが、他方、未手続事業所は、最大限約 60 万（全体の約 14%）存在するとされている（平成 13 年度推計値・厚生労働省提出資料より）。

このように、労災保険は、本来、強制適用保険制度であるにもかかわらず、事業主の中にはそれを十分に認識していないケースや、未手続事業所に対し労働基準監督署の職権による成立手続を十分に行っていないことなどにより、事業所間の公平性等が保たれていない。

なお、使用者が故意または重過失により労災保険に加入していない期間に事故が発生した場合には、療養開始後 3 年以内の場合に限って、保険料のほか、保険給付額の全部又は一部（最大限 40%程度）を徴収することとしている。法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収できるにもかかわらず、そのような運用をしていないことや、故意又は重過失のある場合を限定的に解していることについて、厚生労働省は「使用者に対して経済的な過大な負担を強いることや、労災保険への加入手続が行われないこと自体を防ぐため」としているが、こうしたことが、一部使用者のモラルハザードを助長し、結果的に労災事故防止の妨げとなっていると考えられる。

したがって、こうした未手続強制適用事業所を一掃するため、周知・啓発や加入勧奨にとどまらず、労働基準監督署の職権等の積極的な行使などの措置を講ずる。

（ 雇用才 ）

業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定【平成 16 年度中に結論】

現在の労災保険の保険料率については、業種別に設定しているが、当該業種別のリスクを正確に反映したものとはなっていない。特に、事務職等の「その他各種事業」と「建築事業」などのサービス業については、給付に対して過大な保険料負担となっている。

労災保険の役割として、労災事故のリスクが高い業種ほど保険料率を高く設定し、業種ごとの事業主集団の労働災害防止へのインセンティブを促進することが挙げられるが、現行のような大幅な業種間の調整を行うことにより、そうしたメカニズムが十分に機能するものとはなっていない。

したがって、事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。

また、保険料率は審議会等のプロセスを経て決定しているとはいえ、当該審議会

等の情報開示は不十分であり、どのような計算の下で、将来債務の額等が算定し、料率改定を行ったのかなどについて、具体的に明記する。(雇用オ)

労働福祉事業の見直し【平成 16 年度以降逐次実施】

労働福祉事業として行っている労災病院については、労災患者数の占める割合が年々低下しており(入院 6%、通院 3.4%。(平成 9 年度。総務庁行政監察局行政監察結果報告書(平成 11 年 12 月)より)) 専門病院としての役割は低下している。

こうした状況にかんがみ、労災病院事業を中心に労働福祉事業について、適切な事業評価を実施した上で、逐次見直しを図る。(雇用オ)

(2) 雇用保険三事業

各事業の情報公開、厳格な事業評価の実施【平成 16 年度中に措置】

雇用保険三事業の各種事業を効率的・効果的に実施していくため、事業の性格を踏まえ、例えば就職率等の具体的・定量的な目標を策定するとともに、年度ごとに事業終了後の実績を公表し、適正な評価を行った上で、目標を達成できなかった事業については廃止・見直しするなどの措置を講ずる。(雇用オ)

雇用安定事業関連の助成金等の廃止・縮小を含めた見直し【平成 16 年度中に措置】

雇用保険三事業を含めた雇用政策については、一貫した政策目的の下、全体の総括及び事業の企画立案・執行等を行い、効率的な事業運営を図る。

雇用安定事業関連の助成金等については、雇用維持支援から労働移動支援へ、雇入助成からミスマッチ解消へ、生活支援から早期再就職支援へという観点に重点を置いた見直しを行う。本事業の代表例である雇用調整助成金については、構造調整を遅延させているのではないかと指摘もあり、検証を行った上で必要に応じて見直す。また、通年雇用安定給付金制度については、早急に廃止・縮小する。(雇用オ)

能力開発事業の効率化、民間活用の促進【平成 16 年度中に措置】

就業形態の多様化、産業の高度化が進展する中で、公共職業訓練校は充実した設備で訓練を実施することができるという利点がある一方、急速に変化する社会ニーズへの迅速な対応が困難であるため、講座の内容が実情に合わないなどといった欠点が指摘されている。

したがって、公共職業訓練校については、就職率等一定の目標を設定し、目標を達成できない職業訓練を廃止するなど早期再就職等を促進するため効率的・効

果的な事業を行う。また、就職率に応じて委託費を支払うなど事業の効率化等を推進するとともに、就職希望者のニーズにマッチした民間教育訓練事業の育成等を行い、民間の活力を最大限に活用する。（雇用才）

雇用福祉事業の見直し【平成16年度中に措置】

雇用福祉事業の中には、勤労者福祉施設や雇用促進住宅の整備など、その役割を終えているものも存在する。

勤労者福祉施設については、その整理を着実に実施するとともに、その他の雇用福祉事業については、適切な事業評価を実施した上で、必要な見直しを行う。（雇用才）

早期再就職の促進【逐次実施】

厳しい雇用失業情勢下において、求人と求職の能力のミスマッチを解消し、早期再就職等を図ることが喫緊の課題となっている。このため、雇用保険三事業の財源を、民間活力の活用を含め、早期再就職の促進等に資するような事業に重点的に配分する。（雇用才）

15 国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）

経済のグローバル化やIT技術の進展等により、産業の高度化が進むにつれ、カネ、モノのみならずヒトの国際的な移動も活発化している。こうした中で、一国にとって、対内直接投資の促進により経済を活性化し、ひいては国際競争力を強化するためには、ヒトの果たす役割は益々増大しており、優秀な外国人が、我が国に腰を落ち着けて事業を行う環境を整備することが不可欠となっている。

実際にも、世界で通用する専門知識や技術、経営ノウハウを有する研究者、技術者、経営者等といった優秀な外国人をめぐる国際間の人材獲得競争は激化している。諸外国においては、政府が中心となって、高度人材としての外国人の受入促進のための様々な施策を講じているところである。

我が国においても、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」や「対日投資会議決定」などの政府決定などにおいて、高度人材を積極的に確保する姿勢を示しており、IT技術者の資格の相互認証や構造改革特区における在留資格要件の緩和措置等を講じているところである。しかしながら、これらの措置等では、資格の範囲等が限定的であることや事業活動等における制限を課していることなど、高度人材を確保するための施策としては不十分である。より積極的・抜本的に優秀な外国人が腰を落ち着けて事業に専念できる手段としての「永住」の問題についても、取り上げていく必要がある。

したがって、日本人の労働市場や社会生活に悪影響を与えることのないよう留意しつ

つ、高度技術を有する外国人研究者・技術者や経営者・投資家などに対し、「永住」を優先的に許可するための透明性の高い措置（日本版「グリーンカード」）の構築を図るとともに、それ以外の国際的高度人材の移入促進のための具体策についても、早急に講ずる。

なお、我が国の永住者のうち、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）上の「永住者」の在留資格を有する者を「一般永住者」という。我が国における一般永住者は、合計で、22万3,875人（平成14年末）となっている。また、同年の永住許可数（新規許可数）は4万2,085人となっているが、ここ数年の年別の永住許可数の推移を見ると、増加の一途をたどっている。

（１）永住許可制度の見直し

現在、我が国において外国人が「永住者」の在留資格を取得するためには、法務大臣に永住許可の申請を行った上で、入管法第22条に基づき、その者が一定の要件を満たすとともに、かつ、「その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り」、法務大臣がこれを許可している。

しかしながら、その際の許可基準については、不明確であるとの指摘があり、また当該基準について周知が不十分であるが、法務省の内規等に基づき、

「10年以上継続して本邦に在留していること」を「一般原則」としつつも、

「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者については在留実績5年以上」

と、運用しているところである。

このように、現行の永住許可制度については、我が国において長期安定的に事業等を行うため永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性が低く、分かりにくい制度であるとの指摘がある。したがって、以下の施策を講ずる。

永住許可・不許可事例の早期公開【平成15年度中に措置】

平成15年6月の規制改革集中受付月間における提案を受けて、9月12日、永住許可要件の明確化を図るため、法務省が、平成16年度中に、「我が国への貢献が認められ5年以上の在留実績により永住許可が与えられた『具体的・主要な事例』を紹介すること等」を政府決定した（全国規模で実施）

当該決定事項については、実施時期の前倒しを行い、直ちに実施するとともに、その事例紹介の際には、併せて不許可としたものについても公表する。

永住許可要件のガイドライン化【平成16年度中に措置】

上記の単なる事例紹介では、永住許可要件を満たすか否かについては依然不透明

であるとの指摘があることから、実際に上記事例を分析した上で、どのような外国人が入管法に定められている「日本国の利益に合する」のかを明確化する。我が国として優秀な外国人を積極的に受け入れる姿勢を示すためにも、単なる事例紹介のみならず、速やかに永住許可に関する基準を明確化する措置を講じ、さらに、その基準を公開することにより、ガイドライン化を図る。(法務工)

永住許可における資格要件の特例措置の全国展開【平成 16 年度中に結論】

構造改革特区の第 1 次提案を受けて、平成 14 年 10 月から、ある分野において我が国への貢献があると認められる外国人に与える永住許可の在留実績要件について、「5 年以上」から「3 年以上」に緩和する措置を採っているところである(平成 15 年 4 月から施行され、これまでに既に 7 件の適用あり(11 月末現在))が、これらの高度人材の安定的地位の確保を促進し、経済活性化に資するためにも、構造改革特別区域推進本部評価委員会における評価を踏まえ、当該特例措置を速やかに全国展開する措置を講ずることを検討し、結論を得る。(法務工)

(2) 高度人材の移入に資する在留期間の見直し【平成 16 年度以降検討、平成 18 年度中に結論】

我が国の経済活性化、技術の向上等に資する専門知識、技術等を有する外国人を積極的に受け入れるための施策の一つとして、安定的地位を付与する永住許可制度のみならず、在留期間についても見直すことを検討していく必要がある。

現在、入管法第 2 条の 2 第 3 項に基づき、我が国における外国人の在留期間は最長 3 年になっているところであるが、我が国経済等に貢献する高度な人材が安定的に事業等に専念するには短期間であるとの指摘がある。一方、不法滞在者に係る問題も大きいことから、不法残留者等の不法滞在者のみならず、正規の在留資格を有しながら本来の目的と異なる活動を行う偽装滞在者が社会問題化し、厳格な対応が求められている。

したがって、在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を 5 年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。(法務工)

16 自動車検査制度等の抜本的見直し【平成 16 年度中取りまとめ、以後速やかに措置】

車検・点検整備制度については、従来から車検有効期間の延長等により、相応の規制緩和が進められてきているところであるが、特に車検有効期間については、技術の進歩等を踏まえ、国民負担の一層の軽減等の観点から常に見直しを図っていく必要がある。

このため、安全で環境との調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を平成 16 年度中に取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。

なお、その際には、国民に対する説明責任を全うするとともに、十分な透明性を確保することはもとよりである。(運輸ア)

17 借家制度の抜本的見直し

(1) 定期借家制度の見直し【平成 15 年度中に結論】

定期借家制度は、「良質な賃貸住宅等（賃貸住宅その他賃貸の用に供する建物をいう。）の供給を促進するため、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めることとするとともに、定期建物賃貸借制度を設け、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与する」ことを目的とした「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」（平成 11 年法律第 153 号）により、平成 12 年 3 月 1 日から施行されている。

しかしながら、同制度については、居住用建物についての定期借家契約への切替の禁止、書面による説明義務など、借家人が被りかねない不利益に対して過剰な防止措置を講じているため、かえって既存借家人の選択の自由を奪い、また、契約手続を煩雑化しているとの指摘もあり、また、平成 13 年度の定期借家推進協議会による調査によれば、住居用建物については、同制度の普及率は 2.8%と極めて低いものとなっており、ほとんどの新規契約は定期借家契約ではなく、普通借家契約によるものとなっているのが現状である。

このように、定期借家制度については、現行制度のままでは、同制度の導入により期待されていた居住用建物の建替えや証券化手法の活用等による都市機能の更新が円滑に進まないとの指摘もなされているところである。

定期借家制度の改善については、制度導入時から、「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」附則において、「国は、この法律の施行後 4 年（注：平成 16 年 3 月）を目途として、居住の用に供する建物の賃貸借の在り方について見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」（附則第 4 条）とされているところであり、これを受けて、総合規制改革会議としても、平成 13 年度からこれまでの間、「都市再生ワーキンググループ」及び「住宅・土地、公共工事ワーキンググループ」において検討を行ってきた。

総合規制改革会議による答申等の結果、本件については、「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）において、以下の点については、検討し結論を得るとされているところであるが、定期借家制度の普及のため、早急に結論を

得る。

居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めること

定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止の是非を含めた検討

居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権の廃止の是非を含めた検討

(2) 正当事由制度の在り方の見直し【平成 15 年度中に結論】

建物賃貸借契約において、建物の賃貸人が契約の更新をしない旨を通知する場合又は解約を申し入れる場合には、借地借家法(平成3年法律第90号)第28条に基づき、「建物の賃貸人及び賃借人(転借人を含む。以下この条において同じ。)が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経緯、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる」ことが要件とされている(いわゆる「正当事由制度」)。

この正当事由制度は、昭和14年に制定された「地代家賃統制令」(昭和14年勅令第704号)の実効性を確保するため、昭和16年の借家法改正により創設された制度である。その目的は、戦争気運の高まりとともに深刻な住宅不足と賃料高騰が進行する中、賃料の固定化を目的として地代家賃統制令が制定されたものの、賃貸人が不法な家賃値上げや、新たに権利金の支払い等を要求し、賃借人がこれに応じない場合は、物件を他に有利に賃貸し、あるいは売却するため、賃借人に対し不当な立退きを要求する事態が頻発したことから、貸主側が自己使用するなどの「正当事由」がなければ借主に明渡しを請求できないこととし、賃借人の保護を図ったものであった。

しかしながら、住宅等の不動産ストックの蓄積が相当程度進み、不動産賃貸市場においてその活性化と公平な競争環境の整備が求められる現代においては、このような制度がもはやその創設当初の役割を終えていることは明白であり、さらに、既に地代家賃統制令が廃止されている以上、正当事由制度のみが存在する理由は希薄であるとの指摘も多い。

さらに、近年の急速な社会構造の変化に対応した都市の高度利用と機能更新に対するニーズの高まりの中で、建物老朽化に伴う建替えや当該建物を含む一体的な再開発事業の施行等の社会的、客観的事由が存在するにもかかわらず、これらの事由を十分に考慮せず、当事者双方の建物使用の必要性に重点を置いて賃貸借契約の更新拒絶や解約の申入れを容認するか否かを判断し得る正当事由制度は、こうした都市再生を阻害する一要因となっているとの指摘もなされているところである。

また、現行制度において賃貸人側の必要性等を補完する要素とされている「賃貸人による財産上の給付」(いわゆる「立ち退き料」)については、その位置付けを明確化すべき、さらには、例えば、一般的には近傍において同種・同等の賃貸物件が多数存在することを前提とした場合に「移転に伴い通常生ずる損失」を補償すれば十分なものとし、これをもって正当事由そのものに相当するものとすべきとの指摘もある。

正当事由制度についても、総合規制改革会議の答申等の結果、定期借家制度の改善とともに、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、以下の事項については、検討し結論を得るとされているところであるが、我が国における不動産賃貸市場の健全化と都市再生を推進するため、早急に結論を得る。

借地借家法上の正当事由について、建物の使用目的、建替えや再開発等、付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすること

正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方の検討